



兵庫労働局発表
平成24年7月30日

報道関係者 各位

[照会先]
兵庫労働局 労働基準部 監督課
課長 矢野 総一郎
主任監察官 福田 恵匡
(TEL) 078-367-9151
(FAX) 078-367-9165

パワハラ防止セミナーin 兵庫の開催について

職場におけるパワーハラスメントは、近年、社会問題として顕在化しております。そこで、兵庫労働局（局長 白川欽也）では、厚生労働省が本年3月に公表した「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」の普及と職場におけるパワーハラスメントの予防・解決に資するため、提言の内容のほか、裁判事例に基づく企業の対策や職場のパワーハラスメントに関するメンタルヘルス対策等について、企業の人事労務担当者等を対象としたセミナーを下記のとおり開催することいたしました。

記

1 日 時：平成24年8月22日（水）13:30～16:30

2 場 所：神戸クリスタルタワー3階 クリスタルホール
神戸市中央区東川崎町1-1-3（定員200名）

3 内 容

- (1) 講話「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて」
厚生労働省労働基準局労働条件政策課賃金時間室長補佐 亀井 崇
- (2) 講演「パワーハラスメント裁判例を受けての企業の対応策」
きよた総合法律会計事務所 弁護士 清田富士夫
- (3) 講演「これからのメンタルヘルス対策」
独立行政法人 労働者健康福祉機構 本部研究ディレクター
香川労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長 小山文彦
(詳細は別紙リーフレット参照)

4 主 催：兵庫労働局、社団法人兵庫労働基準連合会、兵庫産業保健推進センター

5 添付資料

- ・リーフレット「パワハラ防止セミナーin 兵庫」
- ・リーフレット「【お知らせ】～職場のパワーハラスメントを予防・解決していくために～」
- ・パンフレット「これってパワハラ？」
- ・兵庫労働局発表資料「平成23年度 個別労働紛争解決制度施行状況」
(平成24年5月30日発表)

パワハラ防止セミナー in 兵庫

【主催】兵庫労働局、(社)兵庫労働基準連合会、兵庫産業保健推進センター

無料

職場におけるいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントは、近年、社会問題として顕在化しております。厚生労働省では、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を本年3月に取りまとめ、公表したところです。

そこで、企業の人事労務担当者等の皆様に、提言の内容や裁判事例に基づく企業の対策、職場のパワーハラスメントに関連するメンタルヘルス対策などをご理解いただき、提言を積極的に普及推進していただくようセミナーを開催することといたしました。職場のパワーハラスメントの予防・解決のため、是非、本セミナーにご参加下さい。

◇日 時 平成24年8月22日(水) 13:30~16:30

◇会 場 神戸クリスタルタワー3F(クリスタルホール・定員200名)

神戸市中央区東川崎町1-1-3 (JR「神戸駅」徒歩3分、神戸高速鉄道「高速神戸駅」徒歩7分、神戸市営地下鉄海岸線「ハーバーランド駅」徒歩3分)

◇参加費 無料(定員になり次第締め切らせて頂きます。)

◇申込 ファクシミリ(裏面に所要事項を記入)にてお申ください。

プログラム

①開会 13:30

②開会挨拶 兵庫労働局長 白川 欽也

③講話 「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて」(30分)

パワハラ提言 厚生労働省労働基準局労働条件政策課賃金時間室 室長補佐 龜井 崇

※講師が変更になる場合もあります。

④講演 「パワーハラスメント裁判例を受けての企業の対応策」(60分)

裁判事例 きよた総合法律会計事務所 弁護士 清田 富士夫

(略歴) 昭和19年生まれ。京都府出身。立命館大学法学部卒業。労働省労働基準局勤務を経て昭和50年司法試験合格、昭和53年大阪弁護士会登録。商事法務、商事・労働・保険関係得意分野とする。きよた総合法律会計事務所(大阪市北区)所長。

(著書) 激増する職場のパワーハラスメント(労働調査会刊「労働経済春秋」2011年第6号)、労働分野の紛争解決早わかり労働審判制度の解説(労働調査会刊)、「平成20年施行Q&Aパートタイム労働者の雇用と実務」編著(ぎょうせい刊)



休憩

⑤講演 「これからのメンタルヘルス対策」(60分)

メンタルヘルス 独立行政法人 労働者健康福祉機構 本部研究ディレクター 香川労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長

小山 文彦

(略歴) 広島県尾道市出身。1991年徳島大学医学部卒業。岡山大学医学部附属病院などを経て、2001年より香川労災病院でストレス関連疾患の診療にあたり、2005年から同勤労者メンタルヘルスセンター長。併せて、労働者健康福祉機構の労災疾病研究事業に主任研究者として携わる。2009年10月より現職。厚生労働省委託「治療と職業生活の両立等の支援手法の開発のための事業」等も務める。

(著書) ココロブルーと脳ブルー -知っておきたい科学としてのメンタルヘルス-(産業医学振興財団2011年)、働く人のうつ、疲労と脳血流の変化(保健文化社2009年)等



⑥閉会挨拶 兵庫労働局労働基準部長 伊津野 信之

⑦閉会 16:30(予定)

参加の申込・問い合わせは裏面をご覧下さい。

パワハラ防止セミナー in 兵庫

【主催】兵庫労働局、(社)兵庫労働基準連合会、兵庫産業保健推進センター

参加申込書

1. 申込方法

申込事項に記入の上、以下の宛先まで FAX 送信をお願いします。

(社) 兵庫労働基準連合会

〒651-0096 神戸市中央区雲井通4-2-2 マークラー神戸ビル12階

FAX (078) 261-3305

2. 申込事項

貴社・団体の名称	
所 在 地	〒
	電 話 () -
	FAX () -
参加者のお名前	(※複数名参加される場合には、代表者のお名前と参加者数のご記入願います。) 計 名

※貴社・団体の個人情報はこの目的以外で使用することはありませんので申し添えます。

3. お問い合わせ先

○セミナーの内容等 → 兵庫労働局労働基準部監督課 電 (078) 367-9151

○会場の申込状況等 → (社)兵庫労働基準連合会 電 (078) 231-6903

— インフォメーション (その他のパワハラ防止セミナーのご案内) —

○大阪府

「パワハラ防止セミナー in 大阪 ~職場のパワーハラスメント防止対策について~」

◇日 時: 平成24年7月30日(月) 14:00~17:05

◇会 場: エル・大阪(大阪府労働センター) 大ホール(定員801名)

◇参加費: 無料

◇主 催: 大阪労働局、(公社) 大阪労働基準連合会

◇お問い合わせ先: (公社) 大阪労働基準連合会 ※事務所移転のため、途中で番号が変わります。

電 (06) 6353-7401 (~7/12) 電 (06) 6942-7401 (7/17~)

【お知らせ】～職場のパワーハラスメントを予防・解決していくために～

(労使の皆様へ)

職場のパワーハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つけ、時には、心身の健康や命すら危険にさらされる許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるなど、職場からなくしていかなければならないものです。

厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」(以下「円卓会議」)では、この問題に対する労使、さらには一人ひとりの取組を呼びかけるため、この問題の予防と解決に向けた「提言」を取りまとめました(平成24年3月15日公表)。

(提言等のポイント)

円卓会議では、「職場のパワーハラスメント」の概念※を、次のように整理しています。

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

その上で、この問題に対し、企業や労働組合といった組織が取り組むとともに、職場の一人ひとりにも、それぞれの立場から取り組むことを求めています。

提言をもとに、組織は必要な対策に取り組むとともに、一人ひとりが自分たちの職場を見つめ直し、互いに話し合うことからはじめましょう。

※ 円卓会議では、この他、職場のパワーハラスメントの典型的な6つの行為類型を整理(裏面)

(具体的な取組のポイント)

円卓会議でまとめた、具体的な取組のポイントは次のとおりです。

(企業や労働組合へ)

予防と解決のための取組例をそれぞれ紹介。

予防：トップのメッセージ、ルールを決める、実態を把握する、教育する、周知する。

解決：相談や解決の場を設置する、再発を防止する。

(トップマネジメントへ)

こうした問題が生じない組織文化を育てるために、自ら範を示しながら、その姿勢を明確に示すなどの取組を行うべき。

(上司へ)

自らがパワーハラスメントをしないことはもちろん、部下にもさせてはならない。ただし、必要な指導を適正に行うことまでためらってはならない。

(裏面に続く)

(職場の一人ひとりへ)

- ・人格尊重：互いの価値観などの違いを認め、互いを受け止め、人格を尊重し合う。
- ・コミュニケーション：互いに理解し協力し合うため、適切にコミュニケーションを行うよう努力する。
- ・互いの支え合い：問題を見過ごさず、パワーハラスメントを受けた人を孤立させずに声をかけ合うなど、互いに支え合う。

(関係団体へ)

この提言等を周知し、対策が行われるよう支援することを期待する。

さらに詳しい内容については、次のURL（厚生労働省ホームページ）をご覧ください。提言や参考資料の全文が、PDF形式で掲示されています。

労使の皆様におかれでは、この問題への取組を、職場の活力につながるものととらえて、積極的に進めていただくようお願いいたします。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000025370.html>

(参考：職場のパワーハラスメントの典型的な行為類型と考え方)

円卓会議では、「職場のパワーハラスメント」の概念整理と合わせて、典型的な行為類型と、職場のパワーハラスメントに当たるかどうかの判断の考え方を示しています。

- ① 暴行・傷害（身体的な攻撃）
- ② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ③ 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

※ これらは典型的なものであり、すべてを網羅するものではありません。

①については、業務の遂行に關係するものであっても、「業務の適正な範囲」に含まれるとすることはできません。

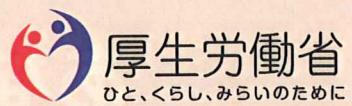
②と③については、業務の遂行に必要な行為であるとは通常想定できないことから、原則として「業務の適正な範囲」を超えると考えられます。

④から⑥までについては、「業務上の適正な指導」との線引きが必ずしも容易でない場合があると考えられます。こうした行為について何が「業務の適正な範囲を超える」かについては、業種や企業文化の影響を受け、また、具体的な判断については、行為が行われた状況や行為が継続的であるかどうかによっても左右される部分もあると考えられるため、各企業・職場で認識をそろえ、その範囲を明確にする取組を行うことが望ましいとしています。

以上



みんなでなくそう!
職場のパワーハラスメント



パコ これ ハラ つて? ?



みんなでなくそう! 職場のパワーハラスメント

いま、職場のいじめ・嫌がらせが、社会的な問題として顕在化してきています。

厚生労働省では、これらの行為を「職場のパワーハラスメント」と呼んで、

社会に注意を喚起し、この問題の予防・解決に取り組むことを訴える「提言」を取りまとめました。

企業や労働組合は、職場のパワーハラスメント対策に取り組みましょう。

また、職場で働く一人ひとりの皆さんも、自分たちの職場を見つめ直し、互いに話し合うことからはじめましょう。

あなたの職場は、大丈夫？

「職場のパワーハラスメント」に悩む人が増えています。

机の引き出しを
あさられていた

毎朝、挨拶しても
無視される

自分のことになら、
どう扱る？

瞬の部署から
いつも怒鳴り声

厳しく指導したら
誤解された

上司にネクタイを
引っ張られる

もっと、
コミュニケーション

自分だけに
回ってこない
回覽物が

そんなつもり
なかつたのに…



職場のパワーハラスメントとは？

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性*を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

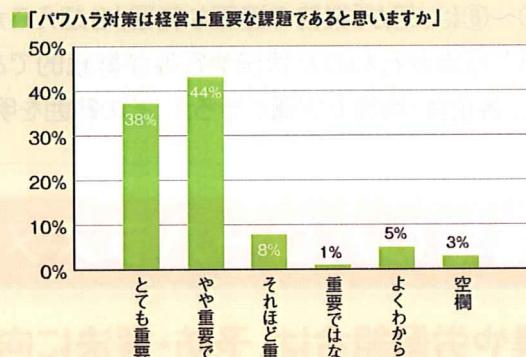
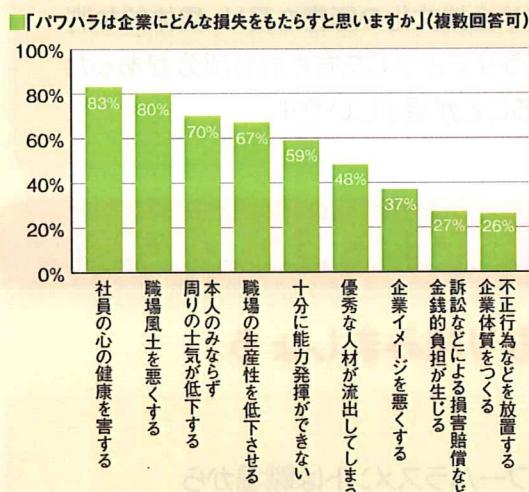
*上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

(平成24年1月 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告より)

パワーハラスメントで、人も企業もダメージを受けます。

「職場のパワーハラスメント」は、働く人の尊厳や人格を傷つける許されない行為です。

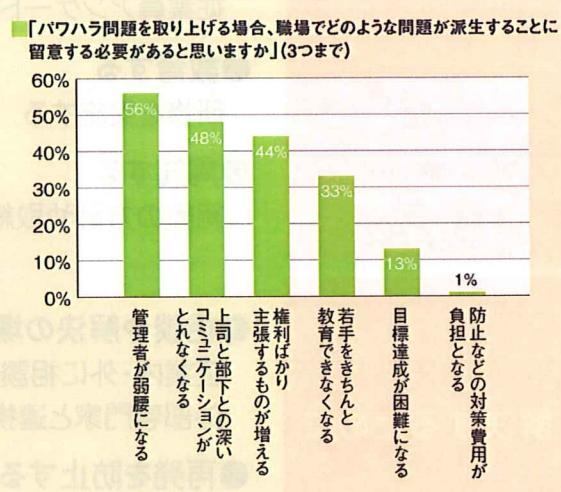
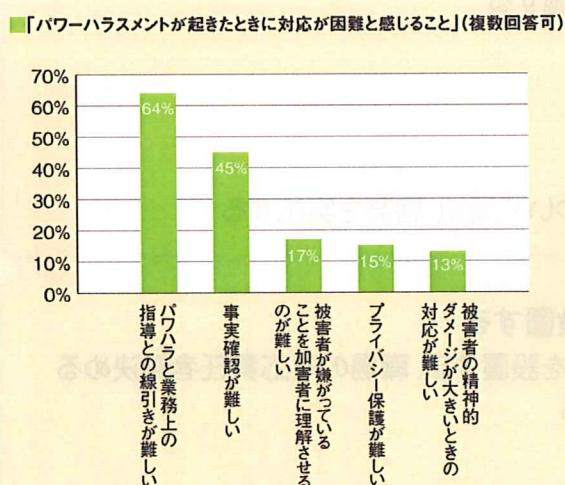
また、これを受けた人だけでなく、周りの人、これを行った人、企業にとっても損失が大きいものです。



*「パワーハラスメントの実態に関する調査研究 報告書」(中央労働災害防止協会、平成17年3月)を基に作成。本調査では「パワハラ」、「職場において、職権などの力関係を利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与えることによりその人の働く環境を悪化させたり、あるいは雇用不安を与えること」と定義して実施。

しかし、何がパワーハラスメントに当たるかの判断はむずかしい。

企業の担当者も、この問題への対応にあたって、業務上の指導との線引きが困難などといった問題意識を持っています。



*「使用者の職場環境配慮義務に関する実態調査」(東京都労働相談センター、平成18年2月)を基に作成。本調査では、「パワーハラスメント」を「職場において、職務上の地位や影響力を背景に嫌がらせをすること」と定義して実施。

*前出の「パワーハラスメントの実態に関する調査研究 報告書」を基に作成。

職場のパワーハラスメントとは、例えば、こんな行為。

- ① 暴行・傷害(身体的な攻撃)
- ② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- ③ 隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)
- ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)



【考え方】

- ①は、業務の遂行に關係するものでも「業務の適正な範囲」に含まれません。
- ②と③は、原則として「業務の適正な範囲」を超えると考えられます。
- ④～⑥は、何が「業務の適正な範囲」を超えるかは業種や企業文化の影響を受け、具体的な判断も行為が行われた状況や行為が継続的であるかどうかによって左右される部分があるため、各企業・職場で認識をそろえ、その範囲を明確にすることが望ましいです。

職場のパワーハラスメントをなくすために

企業や労働組合は、予防・解決に向けて取り組みましょう。

予防するために

●トップのメッセージ

組織のトップが、職場のパワーハラスメントは職場からなくすべきであることを明確に示す

●ルールを決める

就業規則に關係規定を設ける、労使協定を締結する
予防・解決についての方針やガイドラインを作成する

●実態を把握する

従業員アンケートを実施する

●教育する

研修を実施する

●周知する

組織の方針や取組について周知・啓発を実施する

解決するために

●相談や解決の場を設置する

企業内・外に相談窓口を設置する、職場の対応責任者を決める
外部専門家と連携する

●再発を防止する

行為者に対する再発防止研修を行う

組織の取組を形だけのものにしないためには、一人ひとりの取組も重要です。

トップマネジメント

こうした問題が生じない組織文化を育てるために、自ら範を示しながら、その姿勢を明確に示すなどの取組を行う。

上司

自らがパワーハラスメントをしないことはもちろん、部下にもさせてはならない。ただし、必要な指導を適正に行うことまでためらってはならない。

職場の一人ひとり

互いを受け止め人格を尊重し合う、理解し協力し合う適切なコミュニケーションをとるよう努力する、問題を見過ごさずに互いに支え合う。

職場のパワーハラスメントを放置すると…

●働く人の心の健康の悪化を招いたり、裁判で責任を問われることもあります。

パワーハラスメントにより、働く人が仕事への意欲や自信を失ったり、心の健康の悪化を招くことがあります。

また、パワーハラスメントを行った本人はもちろん、行為が組織的に行われていたり、社内の問題を放置していたなどの場合には、企業も法的責任を問われることがあります（不法行為責任や安全配慮義務違反など）。

「これって、パワハラ？」と思ったら

まずは周りの人に相談しましょう。

周りの人と組織は、悩んでいる人を支えましょう。

悩んでいる方は、まずは、周りの人に相談してください。周りの人も、パワーハラスメントを受けている人がいたら、孤立させずに声をかけてください。

また、企業や労働組合などの組織は、一人ひとりがこの問題に向き合い、互いに支ええるよう、職場のパワーハラスメントの予防・解決に取り組んでください。

個別のご相談は、都道府県労働局、労働基準監督署等の総合労働相談コーナーでも受け付けています。

すべての社員は、その家族にとって、
自慢の娘や息子であったり、尊敬されるお父さんやお母さんだったりする。
そんな人たちを、職場のパワーハラスメントで苦しめたりすることがあってはいけない。

—職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議で紹介された、ある企業の役員のメッセージ—



「みんなでなくそう！ 職場のパワーハラスメント」

平成24年10月1日ポータルサイト開設予定

厚生労働省の取組

～職場のパワーハラスメントを予防・解決するための環境整備について～

職場のパワーハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つけ、時には、心身の健康や命すら危険にさらすことがあるとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であり、職場からなくしていかなければならないものです。

厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」では、経済界、労働界、有識者の参画を得て、平成24年3月15日に、この問題の予防と解決に向けた提言（「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」）を取りまとめ、公表しました。

円卓会議では、「どのような行為を予防・解決すべきか」といった観点から、職場のいじめ・嫌がらせ、いわゆるパワーハラスメントの概念や行為類型を整理し、こうした行為を「職場のパワーハラスメント」と呼ぶこととしました（見開き左の「職場のパワーハラスメントとは？」及び見開き中央の「職場のパワーハラスメントとは、例えば、こんな行為」参照）。その上で、この問題を職場からなくしていくために、企業や労働組合といった組織が取り組むとともに、一人ひとりにも、それぞれの立場から取り組むことを求めています。取組のポイントは次のとおりです。

企業や労働組合へ	「職場のパワーハラスメントはなくすべきものである」という方針を明確に打ち出すとともに、次の取組例を参考に、できることからはじめ、充実させていく努力が重要。 予防 :トップのメッセージ、ルールを決める、実態を把握する、教育する、周知する。 解決 :相談や解決の場を設置する、再発を防止する。
トップマネジメントへ	こうした問題が生じない組織文化を育てるために、自ら範を示しながら、その姿勢を明確に示すなどの取組を行うべき。
上司へ	自らがパワーハラスメントをしないことはもちろん、部下にもさせてはならない。ただし、必要な指導を適正に行うことまでためらってはならない。
職場の一人ひとりへ	<ul style="list-style-type: none">● 人格尊重:互いの価値観などの違いを認め、互いを受け止め、人格を尊重し合う。● コミュニケーション:互いに理解し協力し合うため、適切にコミュニケーションを行うよう努力する。● 互いの支え合い:問題を見過ごさず、パワーハラスメントを受けた人を孤立させずに声をかけ合うなど、互いに支え合う。
関係団体へ	この提言等を周知し、対策が行われるよう支援することを期待する。

—「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」3.(1)・(2)、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」3.(1)～(3)より—

厚生労働省では、今後、円卓会議での議論を踏まえ、この問題の予防・解決に向けた社会的気運を醸成するための周知・広報と、実態の把握に取り組んでいきます。

このパンフレットをもとに、企業や労働組合の皆さまは、必要な対策に取り組んでいただきますようお願いします。また、職場で働く一人ひとりの皆さまは、自分たちの職場を見つめ直し、互いに話し合うことからはじめましょう。

提言の本文は厚生労働省のホームページに掲載されています。

パワーハラスメント 厚生労働省

検索

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/index.html>